

保存期間：10年
(2030年末)
令和2年10月27日

資料	5-3
----	-----

国税審議会関係法令

○国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）（抄）

（国税審議会）

第二十一条 国税庁に、国税審議会を置く。

- 2 国税審議会は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 国税審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、財務大臣が任命する。
- 4 前二項に定めるもののほか、国税審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国税審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○国税審議会令（平成12年政令第278号）

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する

（組織）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、税理士試験の問題の作成若しくは採点又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第七条第二項若しくは第三項に規定する認定のための審査を行わせるため、試験委員を置く。
- 4 審議会に、税理士法第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による懲戒処分について審査を行わせるため、懲戒審査委員を置く。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

- 2 試験委員は、税理士試験を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、税理士試験の執行ごとに、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。
- 3 懲戒審査委員は、懲戒審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 試験委員及び懲戒審査委員は、その者の任命に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員、試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
国税審査分科会	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
税理士分科会	税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
酒類分科会	一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和三十八年法律第七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、財務大臣が指名する。
- 3 試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、当該分科会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから当該分科会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該分科会の議決とする。

ることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。
- 4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。
- 5 委員、臨時委員及び懲戒審査委員は、税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己に係る懲戒処分についての審議又は審査に参加することができない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、国税庁長官官房及び国税庁課税部において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○国税審議会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、分科会において処理した事項について当該分科会から報告を受けるため、及び税務行政の在り方等について意見を交換するため開催するほか、会長が必要があると認めるときに開催する。
- 3 会長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議事内容を委員に通知するものとする。

(会議の総括)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(分科会への付託)

第3条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、会長が分科会に調査審議させることが適当と認めた事項について、これを分科会に付託することができる。この場合において、審議会は、会長が適当と認めた場合に限り、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 会議は、非公開とする。

- 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。
ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事項を議事内容とするもので、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 国税審査分科会に属すべき委員は10人以内とし、税理士分科会に属すべき委員は5人以内とし、酒類分科会に属すべき委員は10人以内とする。

- 2 税理士分科会に属すべき試験委員及び懲戒審査委員の数は、税理士分科会の定めるところによることとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項のうち、分科会の招集手続等重要な事項は会長が国税審議会に諮って定めるとし、その他の事項は会長が定める。

○国税審査分科会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は、国税審議会令第6条第1項に規定する国税審査分科会（以下「分科会」という。）の所掌事務を審議するため、及び国税不服審判所の裁決事例を研究するため開催するほか、国税審査分科会長（以下「分科会長」という。）が必要があると認めるときに開催する。

(国税審議会議事規則の準用)

第2条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

○税理士分科会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は、国税審議会令第6条第1項に規定する税理士分科会（以下「分科会」という。）の所掌事務を処理するため開催するほか、税理士分科会長（以下「分科会長」という。）が必要があると認めるときに開催する。

(試験委員及び懲戒審査委員の推薦)

第2条 財務大臣への試験委員及び懲戒審査委員の推薦は、分科会の議決により行う。

2 懲戒審査委員の推薦の議決は、財務大臣から税理士に対する懲戒処分の諮問を受ける前に、あらかじめ行うことができる。

3 前項の規定により懲戒審査委員の推薦を行った場合は、分科会は当該推薦を行った者の氏名、住所及び連絡先を記載した懲戒審査委員推薦者名簿を作成し、国税庁長官官房に備え置く。

4 懲戒審査委員の任命に当たっては、懲戒審査委員推薦者名簿に記載された者を財務大臣に推薦する。

5 分科会委員の改選が行われたとき又は分科会長が必要があると認めるときは、分科会において懲戒審査委員の推薦を見直すこととし、分科会の議決により当該推薦者を変更した場合は、懲戒審査委員推薦者名簿を書き換えるものとする。

(試験委員の人員)

第3条 試験委員の数は、税理士試験を執行するために必要な数を限度とし、分科会の議決により定めるものとする。

(懲戒審査委員の人員)

第4条 分科会の懲戒審査委員の推薦については、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから各2人ずつを充てるものとし、その選考については各分野ごとに次の方針による。

一 国税又は地方税の行政事務に従事する職員

税理士の監督等の事務を所掌する国税庁長官官房総務課長及び総務省自治税務局企画課長の職にある者

二 税理士

日本税理士会連合会の役職経験者で、人格高潔な者

三 学識経験のある者

税理士の懲戒処分について必要な学識経験を有する者で、人格高潔な大学教授及び弁護士

(懲戒処分の審議)

第5条 税理士に対する懲戒処分については、あらかじめ懲戒審査委員により審査を行い、その報告に基づいて分科会において審議する。

- 2 前項の規定は、分科会長が必要があると認めるときは、分科会に懲戒審査委員が出席し、合同で審査を行った後に、分科会の議決を行うことを妨げない。

(懲戒審査委員の審査)

- 第6条 懲戒審査委員による審査は、懲戒審査委員の過半数が出席しなければ行うことができない。
- 2 懲戒審査委員の審査に当たっては、委員の互選により座長を定めて行う。
- 3 懲戒審査委員は、処分の可否（処分原因である事実に対する法令適用の可否の審査を含む。）及び処分内容について審査を行う。
- 4 座長は、審査の結果を取りまとめ分科会長に報告する。

(国税審議会議事規則の準用)

- 第7条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。
- 2 国税審議会議事規則第1条第1項並びに第3項及び第5条の規定は、懲戒審査委員の招集及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「懲戒審査委員の審査」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

○酒類分科会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は、国税審議会令第6条第1項に規定する酒類分科会（以下「分科会」という。）の所掌事務を審議するため、及び酒類行政の在り方等について意見を交換するため開催するほか、酒類分科会長（以下「分科会長」という。）が必要があると認めるときに開催する。

(部会)

第2条 分科会は、分科会の議決により、分科会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 分科会は、分科会の議決により、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(部会の人員)

第3条 部会に属する委員の数は、調査審議すべき事項に必要な数を限度とし、分科会の議決により定めるものとする。

(国税審議会議事規則の準用)

第4条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会及び部会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」又は「部会」と、「会長」とあるのは「分科会長」又は「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。